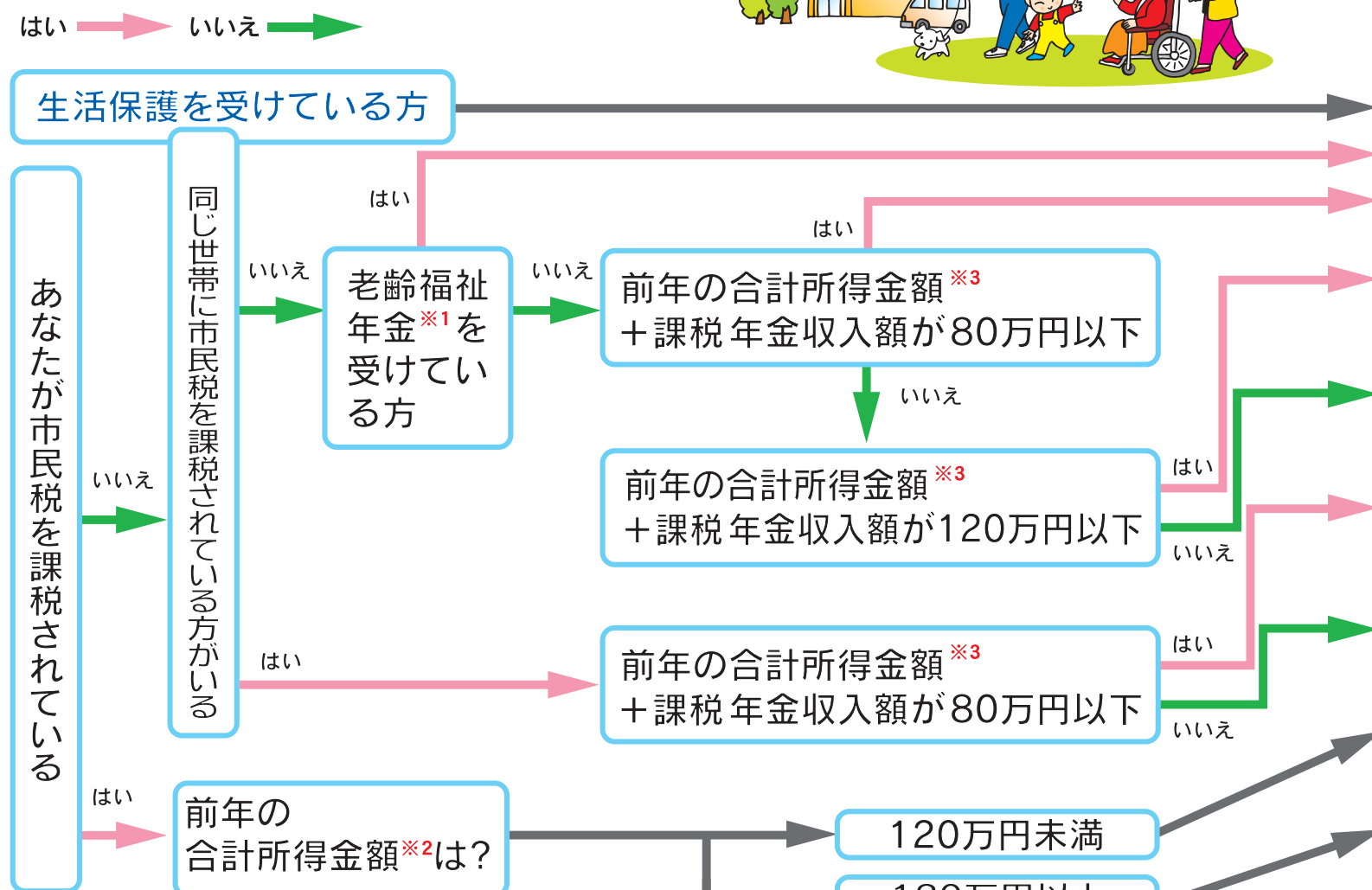


65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

あなたの保険料を確認しましょう



※1 老齢福祉年金とは？
明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。

※2 合計所得金額とは？
地方税法292条第1項第13号に規定される合計所得金額であり、年金や給与などの収入金額からそれぞれの必要経費に相当する金額を控除した所得金額(損益通算後)の合計で、確定申告又は市民税申告をした土地・建物等の譲渡所得、株式譲渡所得等の分離所得も含まれます。また、基礎控除、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、障害者控除、生命保険料控除、医療費控除などの所得控除前の金額です。さらに、土地・建物等の譲渡所得に特別控除がある場合には、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を差し引いたあとの金額を介護保険料の算定に用います。

※3 本人が市民税非課税の場合の合計所得金額とは？
※2の合計所得金額から公的年金収入に係る雑所得を除き、かつ、合計所得金額に給与所得が含まれている場合について、給与所得から10万円を控除した金額(控除後に所得がマイナスとなる場合はゼロとします)を介護保険料の算定に用います。

※4 月額換算とは？
年間保険料額を12で割った額です。納期毎に納めていただく金額とは納期数等により異なります。また、円未満の端数を切り上げて表示しています。

「基準額(70,800円)」を基にみなさんの所得などに応じて段階的に決められます。

所得段階	対象者	保険料率	令和6年度～ 年額(月額換算)※4
第1段階	●生活保護を受けている方 ●世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 ●本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く) + 課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.285	20,180円 (1,682円)
第2段階	●本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く) + 課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.405	28,670円 (2,390円)
第3段階	●本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く) + 課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.685	48,500円 (4,042円)
第4段階	●本人は市民税非課税だが、世帯の誰かに市民税が課税されていて、前年の合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く) + 課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.9	63,720円 (5,310円)
第5段階	●本人は市民税非課税だが、世帯の誰かに市民税が課税されていて、前年の合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く) + 課税年金収入額が80万円を超える方	【基準額】	70,800円 (5,900円)
第6段階	●本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	84,960円 (7,080円)
第7段階	●本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	92,040円 (7,670円)
第8段階	●本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	106,200円 (8,850円)
第9段階	●本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.7	120,360円 (10,030円)
第10段階	●本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.9	134,520円 (11,210円)
第11段階	●本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.1	148,680円 (12,390円)
第12段階	●本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.3	162,840円 (13,570円)
第13段階	●本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.4	169,920円 (14,160円)

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。 ※課税年金収入には、遺族年金、障害年金などの非課税年金は含まれません。
※世帯は4月1日時点の状況で判断します。
※第1～3段階は消費税率引上げに伴う公費軽減実施後の料率と金額を記載しています。